

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会会費等に関する規程

(令和2年総会規程第2号)

(総 則)

第1条 一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会定款第7条に規定する入会金及び会費については、この規程の定めるところによる。

(会 費)

第2条 会員は、定款第45条に規定する会計年度毎に、会費を納入しなければならない。

(会費基準)

第3条 定款第7条に規定する入会金及び会費の基準は、別表のとおりとする。

(納入期限)

第4条 会費は、書面による請求に応じて原則として5月末までにこの法人の口座に振込むものとする。

(途中入会)

第5条 途中で入会した会員の入会金及び会費は、入会金については全額を、会費については入会月から年度末月の月数に相当する額を、請求書を受領した日から14日以内に納入しなければならない。

(細 則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2年 6月16日から施行する。

(別 表)

会 費 基 準

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会会費等に関する規程第3条に定める会費等の基準は、次のとおりとする。

1 入 会 金

(1) 正 会 員 100,000円

(2) 準 会 員 30,000円

2 会 費

(1) 正 会 員 60,000円

(2) 準 会 員 36,000円